

令和 7 年 8 月 29 日

高知県知事 濱 田 省 司 様

高知県監査委員	土 森 正 一
同	上 治 堂 司
同	奥 村 陽 子
同	五百藏 誠 一

令和 6 年度高知県内部統制評価報告書の審査について

高知県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法第150条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する令和 7 年 8 月 20 日付けで審査に付された令和 6 年度高知県内部統制評価報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

1 審査の対象

令和 6 年度高知県内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和 6 年度高知県内部統制評価報告書の審査は、高知県知事が作成した内部統制評価報告書について、高知県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査した。

3 審査の実施内容

令和 6 年度高知県内部統制評価報告書について、高知県知事及び内部統制評価部局から報告を受け、高知県監査委員監査基準に準拠し、地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年 3 月総務省）の V 監査委員による内部統制評価報告書の審査に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和 6 年度高知県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 備考

財務に関する事務について、評価対象期間内に、管財課において、建物共済事業のうち年度途中に加入した物件の共済基金分担金を私費で支払うとともに当該分担金の請求書を紛失したほか、支払において生じた過払いに対する返納金について、所定の決裁を受けずに納入通知書などを作成し相手方に発出したという、運用上の重大な不備が報告されていた。

また、評価対象期間外の過年度に、県立高等学校の 1 校において、令和元年度から令和 4 年度にかけて行った県外への部活動の生徒引率に係る自己手配の旅行において虚偽の報告を行い、旅費を不正に受給したという、運用上の重大な不備が報告されていた。